



## 2. 試験の目的での譲渡（UPOV条約）

弁護士: 今回は試験の目的で譲渡するようですので、UPOV条約の加盟国であれば新規性は失われ  
ないはずです。UPOV条約とは、植物の新品種の保護に関する国際条約のことです（手引き35-37  
頁参照）。この条約では「…当該品種の利用を目的とした他の者への販売その他の譲渡がされて  
いる」と新規性が失われるとされています。ここから、品種の利用を目的としない試験のために  
譲渡する場合や、品種を評価するための圃場試験、分析、小規模な加工試験などを行うことを内  
容とする契約に伴う譲渡などでは新規性は失われないと解釈されているのです。日本もUPOV条  
約の加盟国ですから、「試験若しくは研究のための」譲渡は新規性を失わないとされています  
（種苗法4条2項但書）。なお、日本では未譲渡性の要件ということが多いかもしれません。

## 3. 海外出願に際しての留意点

質問者: そうすると、栽培試験などのために譲渡するのであれば、海外での品種登録に問題はな  
いのですね。

弁護士: 確かに、UPOV条約の加盟国であれば、そうなるはずです。ただ、UPOV条約に加盟して  
いない国もありますし、加盟していても各国ごとに法制度は異なります。植物新品種等海外流出  
防止対策コンソーシアムの「今こそ海外出願！」（参考情報参照）というウェブサイトには海外  
出願マニュアルが紹介されています。このような資料を事前に確認しておかなければなりませ  
ん。

なお、栽培試験等の結果にもよるのかもしれませんが、海外に出願するのであれば早めに手続  
きをすることに心がけてください。同じような品種が開発されたり、出願されたりするおそれも  
ありますから（手引き53-54頁参照）。

## 4. 具体的な契約の内容など

質問者: ありがとうございます。持ち出し先がUPOV加盟国であることを前提にするとして、今回  
は具体的にはどのような契約にすればよいのでしょうか。

弁護士: 民間種苗会社が行うのは試験増殖及び試験栽培のみに限定して、目的外の使用や第三者  
への譲渡などを契約で制限しておきましょう。契約終了時には種苗や収穫物を確実に処分しても  
らわなければなりません。県の登録品種が流出しないように、試験期間や試験場所・管理者等細  
部まで含めて条項をつめておくとともに、実効性が担保されるように留意してください（手引き  
49頁参照）。

### 参考情報

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「今こそ海外出願」ウェブサイト内「マニュアル・  
パンフレット・手引き」（<https://pvp-conso.org/download/>, 2025年11月1日最終閲覧）

農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き（[gakusyu-1.pdf](#)）

<次回の配信予定>

テーマ：個別ネットワークの活動経過#1

配信時期：11月19日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧ください。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。